

入湯税の使途（事業への充当）の見直し等について

1. 経過

法定目的税である入湯税の使途は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるとされている。

市は、平成22年度までは、観光の振興（観光振興費）及び環境衛生施設の整備（塵芥処理費）に要する費用に全額充当してきた。

また、平成23年度からは、平成22年8月19日、10月12日に飛騨高山温泉協議会ほか24団体の連盟により提出された入湯税の還元に関する陳情書を受け、新たに創設した「高山市観光客誘致推進事業補助金（1億円）」を含む観光振興に要する費用に全額充当している。

その後、令和元年9月9日に同協議会ほか4団体の連盟で、また、令和6年7月24日に同協議会から提出された陳情書において、入湯税徴収に要する事務費（人件費、支払手数料等）や安定した鉱泉源の管理に要する維持費（修繕費、整備費）に対する直接的な還元を求められている。

2. 市内温泉地の現状と課題

市内には、奥飛騨温泉郷や飛騨高山温泉をはじめとした複数の温泉地があり、146軒（市街地35軒、奥飛騨温泉郷97軒、その他14軒）の温泉施設が営業を行っている。

その中で、奥飛騨温泉郷は大手旅行サイトにおける「全国温泉地満足度ランキング」で2年連続第1位を獲得するなど、国内有数の温泉地として認知されているほか、飛騨高山温泉は年々対象施設が増加し、市街地における観光客誘致の重要な資源として成長している。

一方、物価高騰等に伴う泉源揚湯施設等にかかる経費など、温泉施設を営む事業者の負担は増加している。

3. 入湯税の使途（事業への充当）の見直し

令和6年4月に策定した「観光を活用した持続可能な地域づくり方針」の今後の

アクションにおいて、観光を活用した持続可能な地域づくりを支える基盤強化の取り組みとして、持続可能な観光振興を支える新たな財源（宿泊税）の検討に併せ、既存財源（入湯税）とのあり方の整理をすすめている。

宿泊税導入が決定し、観光振興に係る財源確保の見通しが立ったことや飛騨高山を代表する観光資源である温泉地の保護と市民の生活環境との調和を図る観点から、入湯税を以下の費用に充当するよう見直しを行う。

※議会産業建設委員会へは方向性について協議済（R6. 7. 22）

①鉱泉源の保護管理施設の整備、維持管理

- ・入湯税特別徴収義務者の属する団体などが行う鉱泉源の保護管理施設の整備、維持管理等への支援に要する費用（補助制度の創設）
- ・市有の温泉施設の整備、維持管理等に要する費用

②環境衛生施設の整備、維持管理

- ・市有の廃棄物処理施設や下水道等の環境衛生施設の整備、維持管理等に要する費用

4. スケジュール

令和7年 3月 関係例規の整備

※課税免除、申告納入及び罰則等の規定を宿泊税条例と整合

4月 補助制度の創設